

掲示期間 3.18-3.27

新潟市理容師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月18日

新潟市長 篠田 昭

新潟市規則第9号

新潟市理容師法施行細則の一部を改正する規則

新潟市理容師法施行細則（昭和33年新潟市規則第25号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号中

「

開設予定年月日	年 月 日
---------	-------

を

」

「

開設予定年月日	年 月 日	
理容師法施行規則第19条第1項第8号に該当する場合	美容所	名称
		検査確認済証の番号及び交付年月日
理容師法施行規則第19条第1項第9号に該当する場合	美容所の開設予定年月日	第 号 年 月 日

に、

」

「

作業場	待合所	作業椅子	洗髪設備	ドライヤー椅子	毛髪箱
m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	脚	台	脚	個
汚物箱	蒸気消毒器	紫外線消毒器	消毒液の名称		器具・手洗い用流し
個	台	台			か所

を

」

「

作業場	待合所	作業椅子	洗髪設備	毛髪箱	汚物箱
m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	脚	台	個	個
蒸気消毒器	紫外線消毒器	消毒液の名称		器具・手洗い用流し	
台	台			か所	

に、

」

「

5 理容所付近の見取図

を

」

「

5 理容所付近の見取図

6 理容師法施行規則第19条第1項第8号に該当する場合は、全ての理容師が美容師資格を有することを証する書類

に

」

改める。

別記様式第2号中

「

住所(法人にあつては所在地)

\_\_\_\_\_

氏名(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

\_\_\_\_\_

を

」

「

住所(法人にあつては所在地)

\_\_\_\_\_

氏名(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

\_\_\_\_\_

電話番号

\_\_\_\_\_

に,

」

「

所在地 新潟市

を

」

「

所在地 新潟市

電話番号

に,

」

「雇入・解雇」を「転入・転出」に、「(雇入)」を「(転入)」に改める。

別記様式第3号中

「

住所(法人にあつては所在地)

\_\_\_\_\_  
氏名(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

を

」

「

住所(法人にあつては所在地)

\_\_\_\_\_  
氏名(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

に,

\_\_\_\_\_  
電話番号

」

「

所在地 新潟市

を

」

「

所在地 新潟市

電話番号

に改める。

」

別記様式第4号中

「

「

届出者 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

生年月日 年 月 日 を

被相続人との続柄 \_\_\_\_\_

届出者 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_ に、

生年月日 年 月 日

被相続人との続柄 \_\_\_\_\_

」

」

「あつては」を「あつては」に改める。

別記様式第6号中

「

所在地 \_\_\_\_\_

を

「

所在地 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

に改める。

」

」

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。